

指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護事業所運営規程

第1条（事業の目的）

医療法人社団久仁会が 開設する白川整形外科内科指定訪問看護事業所が行う訪問看護及び介護予防訪問看護の事業（以下「事業」という）の適正な運営を確保する為に人員及び管理運営に関する事項を定め、診療所の看護師その他の従業者（以下「看護師等」という）が 要介護状態（介護予防にあっては要支援状態）にあり、かかりつけの医師が指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の必要を認めた高齢者に対し、適正な指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護を提供する事を目的とする。

第2条（運営の方針）

- 1 事業所の看護師等は、要介護者及び要支援者の心身の特性を踏まえて、全体的な日常生活動作の維持、回復を図るとともに、生活の質の確保を重視した在宅療養が継続出来る様に支援する。
- 2 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健、医療、福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

第3条（事業所の名称）

事業を行う事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

- 1 名 称 白川整形外科内科 訪問看護事業所
- 2 所在地 北見市桜町5丁目17番1号

第4条（職員の職種、員数及び職務内容）

事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- 1 管理者 1名
管理者は、事業所の従業者の管理及び指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の利用の申し込みに係わる調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。
- 2 看護師等（看護師・准看護師） 2名以上
看護師等は訪問看護及び介護予防訪問看護計画書、訪問看護及び介護予防訪問看護報告書を作成し、訪問看護及び介護予防訪問看護にあたる。
- 3 事務員 1名
必要な事務を行う。

第5条（営業日及び営業時間）

事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 1 営業日 月曜日から金曜日
ただし、国民の祝日及びお盆、12月30日から1月3日までを除く
- 2 営業時間 午前9時00分から午後5時00分
- 3 電話により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

第6条（訪問看護及び介護予防訪問看護の内容）

指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の内容は次のとおりとする。

- | | |
|------------------|---------------------|
| 1 病状・障害の観察 | 2 清拭・洗髪等による清潔の保持 |
| 3 食事及び排泄等日常生活の世話 | 4 褥瘡の予防、処置 |
| 5 リハビリテーション | 6 ターミナルケア |
| 7 認知症患者の看護 | 8 療養生活や介護方法の指導 |
| 9 カテーテル等の管理 | 10 その他 医師の指示による医療処置 |

第7条（利用料等）

- 1 介護保険法による指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護が法定代理受領サービスである時は、利用料のうち各利用者の負担に応じた額とする。
- 2 健康保険法による指定訪問看護を提供したときは、健康保険法等に定める自己負担金の支払いを利用者から受けるものとする。
- 3 告示された介護報酬額や健康保険適用外の料金が発生する場合は、利用者又は家族に説明し、同意を得て支払いを受けるものとする。

第8条（領収書の交付）

利用料の支払いを受けたときは、それぞれの費用ごとに区分して記載した領収書を利用者へ交付するものとする。

第9条（通常の事業の実施地域）

通常の事業の実施地域は、北海道北見市（常呂町は除く）の区域とする。

第10条（緊急時等における対応方法）

- 1 看護師等は、訪問看護及び介護予防訪問看護を実施中に、利用者の病状に急変、その他 緊急事態が生じた時は、必要に応じて臨時応急の手当てを行うとともに、速やかに主治医に連絡し、適切な処置を行う事とする。
- 2 看護師等は、前項について、しかるべき処置をした場合は、速やかに管理者及び主治医に報告しなければならない。

第11条（苦情処理）

管理者は、提供した指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護に関する利用者又はその家族からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、担当職員を置き、解決に向けて調査を実施し、改善の措置を講じ、利用者及び家族に説明するものとする。

第12条（事故発生時の対応）

- 1 当事業所は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族、居宅介護支援業者等に連絡を行うと共に必要な措置を行う。
- 2 当事業所は、利用者に対するサービスの提供に伴って、事業所の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行う。
- 3 当事業所は、前項の損害賠償のために、損害賠償責任保険に加入する。

第13条（個人情報の保護）

- 1 当事業所は、利用者の個人情報について『個人情報の保護に関する法律』及び厚生労働省が策定した「医療、介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのガイドライン」を遵守し適切な取扱いに努める。
- 2 当事業所が、得た利用者及び家族に関する個人情報については、事業所でのサービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については使用目的等を利用者又はその代理人又は家族に説明し文書による同意を得る。従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

第14条（虐待防止に関する事項）

事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため次の各号に掲げる措置を講ずるものとする。

- 1 虐待防止に関する担当者を置くものとする。
- 2 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について従業者に周知徹底を図るものとする。
- 3 虐待防止のための指針の整備するものとする。
- 4 従業者に対して、虐待を防止するための定期的な研修実施するものとする。
- 5 サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

第15条（衛生管理等）

- 1 看護職員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理に努めるものとする。
- 2 指定訪問看護事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めるものとする。
- 3 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じるものとする。
 - （1）事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
 - （2）事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
 - （3）従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

第16条（業務継続計画の策定等）

- 1 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問看護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じるものとする。
- 2 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に行う。
- 3 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第17条（その他運営についての留意事項）

- 1 当事業所は、看護師等の資質的向上を図るための研修の機会を設けるものとし、又、業務体制を整備する。
- 2 当事業所は、利用者に関する情報若しくはサービス提供にあたっての留意事項の伝達又は技術指導を目的とした会議を定期的（1月に1回以上）に実施する。
- 2 当事業所は従業員に対し、健康診断等を定期的（1年以内ごとに1回）に実施する。
- 3 この規定に定める事項の外、運営に関する重要事項は、医療法人社団久仁会白川整形外科内科と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規定は、平成17年 7月 1日から施行する。

この規定は、平成20年12月 1日から施行する。

この規定は、平成24年 4月 1日から施行する。

この規定は、平成26年 4月 1日から施行する。

この規定は、平成27年 4月 1日から施行する。

この規定は、平成27年 8月 1日から施行する。

この規定は、平成27年 8月19日から施行する。

この規定は、平成28年 4月 1日から施行する。

この規定は、平成28年 6月 1日から施行する。

この規定は、平成28年 9月 8日から施行する。

この規定は、平成28年10月 1日から施行する。

この規定は、平成30年 4月 1日から施行する。

この規定は、平成30年 8月 1日から施行する。

この規定は、令和 元年10月 1日から施行する。

この規定は、令和 3年 4月 1日から施行する。

この規定は、令和 3年10月 1日から施行する。

この規定は、令和 4年 4月 1日から施行する。

この規定は、令和 6年 4月 1日から施行する。